

防衛大学校

陸上競技部

**部則**

# 第一章 総則

## 第一条 名称

本競技部は、防衛大学校校友会（以下「校友会」とする）に所属し、防衛大学校陸上競技部（以下「本競技部」とする）と称する。

## 第二条 所在地

本競技部の所在地は、神奈川県横須賀市走水一丁目十番二十号防衛大学校内とする。

# 第二章 目的及び活動

## 第三条 目的

本競技部は、陸上競技を通じて、人間性の発展を追及し、身体的健康、有能であり、精神的に健全で、社会的にすぐ

れた人間像の育成を目的とする。ここに我々は、部の円滑を図るため、部則を制定する事にした。

#### 第四条 活動

前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一、部会及び役員会の開催
- 二、各種試合及び行事の計画並びに参加
- 三、練習
- 四、部誌及び部員名簿の発行並びにOB会との連絡
- 五、陸上競技場及び附属施設の管理運営
- 六、その他役員会で決めた事

## 第三章 組織

#### 第五条 組織

本競技部は、本校学生にして、校友会所定の手続を経た者（以下「部員」とする）、部長、監督及び顧問をもって組織する。

## 第六条 運営機関

本競技部に次の機関を置く。

- 一、部会
- 二、役員会
- 三、専門部会

## 第七条 部会

- 一、部会は、部長が招集し、部長、監督、顧問及び部員の三分の二以上の出席によって成立する。ただし、欠席する場合は、その者の委任状をもって出席扱いとする。部会の議長は主将又はその指名した者が務め、書記は主務が務める。
- 二、部会は、部の最高の決議機関であり、部の基本運営方針を決定する。
- 三、部会は、役員等の部内、外の状況報告及び部員の積極的意見発表の場とする。
- 四、部会の議決は、出席者の多数決とし、可否同数の場合は議長が決する。
- 五、部会の議決事項は、部長の承認を要する。

## 第八条 役員会

- 一、役員会は、役員及び四学年をもって構成する。
- 二、役員会の主要な任務は、下記の事項とする。
  - (一) 年度方針原案作成
  - (二) 練習計画の基本事項の調整
  - (三) 部長又は主将の望む事項
  - (四) その他

## 第九条 役員

- 一、本競技部の役員は、主将、副将、内主務、外主務、会計、その他部長の定めるものとする。
- 二、役員は、部員が三学年時に話し合いにより決定し、監督及び部長が承認し、任命する。
- 三、これらの役員の任期は、原則として、当該年度の関東理工系学生大会最終日の翌日から、次年度の関東理工系学生大会の最終日までとする。

## 第十条 役員の任務及び権限

### 第一項 (主将)

- 一、一般部員の長として部務を統括し掌握する。
- 二、部務の運営に当っては、部長、監督及び顧問と常に接触を保ち、適時適切な指導を受けるとともに適宜の報告をするものとする。
- 三、その他部長の指示する事項

### 第二項 (副将)

- 一、主将を補佐し、主将に事故のある時は、その務めを代行する。
- 二、その他、主将又は部長の指示する事項

### 第三項 (内主務)

- 一、各種試合及び合宿等行事の計画の作成及び参加手続き
- 二、各種試合の記録の整理保管
- 三、部員名簿の整理保管
- 四、課外活動係からの各種調査事項の調査及び報告
- 五、その他庶務に関する事項

### 第四項 (外主務)

- 一、部外の関係諸団体との連絡及び渉外

二、その他

第五項 (会計)

- 一、校友会予算に関する事項
- 二、部費の徴収及び会計簿冊の記録整理
- 三、部の予算の出納に関する事項
- 四、会計報告に関する事項
- 五、その他主将が特に命じた事項

第十一条 専門部会

- 一、専門部会は、短距離、中距離、長距離、投擲、跳躍、混成、競歩の各種目パートで構成される。
- 二、専門部会は、各種目パート長が種目パートごとに招集し、必要な事項を話し合う。

## 第四章 部員

第十二条 部員

部員は次号に定めることを行うものとする。

- 一、部会及び専門部会への参加
- 二、部費及び役員会で決めた諸経費の納入
- 三、練習並びに各試合及び行事への参加

### 第十三条 退部及び休部

退部を希望する者は、各種目パートの長の承認を受けた後、その願を主将に提出し、部長の承認を受けなければならない。

休部を希望する者は各種目パート長の承認のみでよい。

### 第十四条 退部処分及び休部処分

部員が、次の各号に該当する場合は、役員会の決議により、部長はその部員の退部もしくは休部をさせることができる。

- 一、部の統制を乱した場合
- 二、部の名誉を汚した場合
- 三、練習、部会、その他本競技部の行事等における無断欠席が長期（約2週間以上）に亘る場合
- 四、学業成績が不良の場合

### 第十五条 練習

練習は次の要領により行う。



- 一、原則として平日は毎日行う。
- 二、休日については、各種目パート長が決める。
- 三、練習を休む場合は、各種目パート長の承認を要する。

## 第五章 安全管理

### 第十六条 安全管理

本競技部活動においては、常に計画的合理的な練習方法により、危害予防に努めなければならない。

### 第十七条 安全係

各種目パート長は、安全係を決めて、練習中の危害予防に務めるとともに、定期的に施設及び用具の点検整備を実施する。

### 第十八条 練習等の中止

部長、監督及び顧問は、危険と認められる場合は、練習等を中止することができる。

## 第六章 会計

### 第十九条 費用

本競技部の費用は、校友会予算、部費、寄付金その他をも  
ってあてる。

### 第二十条 管理

本競技部の費用は、監督が管理する。

### 第二十一条 部費

部費はその額を会計が定める。

### 第二十二条 予算

本競技部の予算は役員会で立案し、校友会会計会議の議決  
を経て決定する。

### 第二十三条 決算報告

役員の交代時には、必ず部会で決算報告をしなければならない。  
ない。

### 第二十四条 会計監査

会計監査は、校友会会計監査前及び部長が必要と認める場合に、顧問又は部長が実施するものとする。

## 第七章 部則の改正

### 第二十五条 部則の改正

本部則の改正は、役員会で審議し、部会において全部員の三分の二以上の賛成の後、部長の承認を得なければならない。

附 則 この部則は平成二十二年三月三日より施行する。

この部則の内容が正しいことを証明する。

平成二十二年三月三日

横須賀市走水一丁目十番二十号 防衛大学校陸上競技部

部長 小西 優